

地方創生関係交付金事業等に係る効果検証について

1 対象事業

- ・地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金 [30事業]
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）[2事業]

2 効果検証の方法

以下の観点において事業評価を行い、外部組織（地方創生効果検証部会）による効果検証を行う。

（1）事業の効果（本事業のKPI評価）

本事業において設定しているKPIの達成状況をもとに、以下の「A～D」又は「－」により事業効果の評価を実施する（評価区分については別表のとおり）

- A 地方創生に非常に効果的であった
- B 地方創生に相当程度効果があった
- C 地方創生に効果があった
- D 地方創生に対して効果がなかった
- － 効果の有無はまだわからない

（2）総合戦略のKPI達成に向けた本事業の評価

本事業が総合戦略のKPI達成に向けて有効であったか否かの観点から、以下の「有効・無効」又は「－」により評価を実施する。

- 有効 本事業が総合戦略のKPI達成に向けて有効であった
- 無効 本事業が総合戦略のKPI達成に向けて有効でなかった
- － 総合戦略のKPIの達成に向けた本事業の効果の有無はまだわからない

KPIの達成状況と事業効果区分について

(1) 事業効果区分について

評価書(個表)で使用している「事業の効果」(以下の表の「A~D」又は「-」参照)については、内閣府地方創生推進事務局が示す区分であり、それを判断するにあたっては、本県独自の整理区分としてKPIの達成状況を参照している。

なお、令和3年度に実施した拠点整備交付金事業など、令和3年度のKPIを設定していない事業については、「- 効果の有無はまだわからない」ものとしている。

KPIの達成状況 (本県独自の整理区分)	事業成果等 (内閣府が示す例)	事業の効果 (内閣府が示す事業効果区分)
全てのKPIの達成率が100%以上	ア 全てのKPIが目標値を達成するなど、大いに成果が得られたとみなせる場合	A 地方創生に非常に効果的であった
達成率100%以上のKPIが半数以上	イ 一部のKPIが目標値に達しなかったものの、概ね成果が得られたとみなせる場合	B 地方創生に相当程度効果があつた
達成率100%以上のKPIが1つ以上半数未満	ウ KPIの達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせる場合	C 地方創生に効果があつた
全てのKPIの達成率が100%未満	エ KPIの実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言い難いような場合	D 地方創生に対して効果がなかった
R3年度のKPIを設定していない等	オ 効果発現時期がまだ到来していない	- 効果の有無はまだわからない

(2) 各KPIの達成率の算出について

達成率(%)は、以下の式により算出している。

$$\text{達成率} = (\text{実績値の増分}) \div (\text{目標値の増分}) \times 100$$

(例) 30 つながる茨城チャレンジフィールド

【KPI①】県及び市町村で把握する移住者数・二拠点居住者数(人)

	基準値	R1	R2	R3	基準値からの増分	達成率
目標値	202	282	362	442	(①) 240	②／①=180%
実績値		292	440	633	(②) 431	